



福祉課窓口でキャッシュレス決済が利用できます！

10月1日（水）より、福祉課窓口にてお支払いいただく以下の手数料について、キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー等）が利用できるようになります。

キャッシュレス決済が可能な手数料

- ・住民票、戸籍、印鑑証明等の交付手数料
- ・課税（非課税）証明書、納税証明書等、税に関する証明の交付手数料
- ・土地建物不動産証明、農業経営証明等の交付手数料

注意事項

- ・キャッシュレス決済と現金の併用はできません。
- ・クレジットカードでの支払いは1回払いのみとなります。
- ・電子マネーのチャージ（入金）はできません。
- ・火葬場使用料についてはキャッシュレス決済に対応していません。

問合せ 福祉課 戸籍住民係 ☎ 21-2120



沢町郵便局でマイナンバーカードの電子証明書更新等の手続きができるようになりました！

○沢町郵便局

住 所：沢町2丁目70

取扱時間：9：00～17：00

（土日祝日、12月29日～翌年1月5日を除く）

可能な手続き：マイナンバーカード電子証明書の新規発行および更新

　　マイナンバーカード電子証明書の暗証番号初期化、

再設定、ロック解除

利用可能な方：余市町に住民登録のある方

必要なもの：マイナンバーカード

注意事項：郵便局では代理人による手続きはできません。本人申請のみ受付可能です。

15歳未満または成年被後見人による申請の場合は、法定代理人の同行が必要です。

ご本人のマイナンバーカードに加えて、以下の書類をお持ちください。

- ・法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本等）
- ・法定代理人の顔写真付きの本人確認書類



▲ 契約締結式

問合せ 福祉課 戸籍住民係 ☎ 21-2120



年金受給者が死亡したときの手続きについて

○年金受給権者死亡届

死亡した日から14日以内に、年金受給権者死亡届の提出が必要です。

届出を行わず、年金が過払いとなった場合は、返還請求の対象になりますのでご注意ください。

また、年金受給権者の死亡に伴い、以下の年金を遺族が請求できる場合があります。

○未支給年金

死亡した月までの年金のうち未支給の年金があるときに、その年金を請求できる場合があります。

請求できる遺族は、死亡した人とその当時生計を同じくしていた①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦その他の3親等内の親族で、受けられる順序もこのとおりです。

○遺族基礎・厚生年金

国民・厚生年金の被保険者または受給権者が死亡したときに、請求できる場合があります。請求できる遺族は、死亡した人とその当時生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母などです。

※遺族年金については、受給資格、受給要件が個々に変わりますので、詳細については問合せください。

手続きに来庁された方については、請求できる手続きを全てご案内しています。

問合せ 福祉課 福祉係 ☎ 21-2120